

学校いじめ防止基本方針

福島市立大鳥中学校

I ねらい

「いじめ防止対策推進法」が成立し施行されたことを受け、福島市教育委員会の「福島市いじめ基本方針（令和5年8月改定）」に基づき、本校生徒の生命と身体を守り、健やかな成長の促進を図るため、改めて本校におけるいじめ防止及び根絶に関する基本的な共通理解と対策事項について示す。

II 共通理解事項

1 いじめの定義と心得

- ◇ いじめ防止対策推進法及び福島市いじめ防止等に関する条例第2条（定義）
この法律において、いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ◇ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒等の立場に立って行うものとする。
 - ① いじめを受けた生徒等の立場に立つこと。
 - ② いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との案件を限定して解釈することがないように努めること。
 - ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用し、条例第7条の市立学校及び市立学校の教職員の責務に示すように、教職員が組織的に対応すること。
 - ④ SNS上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、適切な対応に努めること。
 - ⑤ いじめの事実を隠ぺいするような対応は許されないこと
- ◇ いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。起こった場所は学校内外を問わない。

〈注1〉「いじめを受けた生徒等の立場に立って」とは、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒等の気持ちを重視することである。

〈注2〉「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、生徒と直接・間接に何らかの人的関係にある者を指す。

〈注3〉「攻撃」とは、ネット上を含めた種々の「誹謗中傷」や「仲間はずれ」、「集団による無視」などの他、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

〈注4〉「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、いたずらされたりすることなどを意味する。

〈注5〉けんか等は除く。

(1) いじめは人間として、決して許されないことである。

教職員は、「いじめは絶対に許されない」という強い意識に立って、絶無に取り組まなければならない。「いじめを受けた生徒にも問題点がある」などの考え方は一切否定されるべきものである。

□法第1条（目的）

「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み・・・」

□法第4条及び条例第4条（いじめの禁止）
「児童等は、いじめを行ってはならない。」

(2) いじめは、現に起きているという基本認識をもつ。

「自分の学校、学級、部活動等にいじめはない」などの安易な思いこみは、いじめを見逃すだけでなく、対応を遅らせたり、重大事態につながったりすることを十分に承知すべきである。

いじめは、特定の「いじめを行った生徒」や「いじめを受けた生徒」だけの問題ではなく、どの生徒も被害者はもちろん、加害者にもなりうる。さらに、被害者も加害者も比較的短期間で入れ替わる等の変化をすることがある。

□法第3条及び条例第3条（基本理念）2

「・・・他の児童等に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため・・・」

(3) いじめは、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

暴力行為はもちろんのこと、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

□法第3条及び条例第3条（基本理念）3

「・・・いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ・・・」

(4) 集団としていじめを容認しない雰囲気をつくる必要がある。

いじめは、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉鎖性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気が形成されるようにする。また、いじめは学級や部活動等といった閉鎖性を伴う環境で発生しやすいことを考慮する。

□法第15条（学校におけるいじめ防止）1

「・・・全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。」

(5) 学校・保護者・地域・関係機関が連携しながら、早期に発見し、迅速・適切、組織的に対応する。些細な兆候があったとしても、いじめは現に起きているという基本認識のもと、早い段階から、的確にかかわりをもち積極的にいじめを認知する。

いじめが生じた際には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要である。

個人的情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期発見とともに、迅速に対応していくことが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されない。

□法第8条及び条例第7条（学校及び学校の教職員の責務）

「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」

Ⅲ 防止に関する方針及び対策

1 心の居場所となるような集団づくりに努める。

(1) 教師と生徒、生徒同士の信頼関係を構築し、生徒が安心して学べる環境づくりに努める。→〔居場所づくり〕

(2) 生徒一人一人の個性やよさが発揮される望ましい集団活動を通して、自己有用感・集団への帰属意識の育成に努める。→〔絆づくり〕

- ① わかる・できる授業、個に応じたきめ細かな指導の実践
- ② 道徳の時間の確保と指導の重点化（生命の尊重、思いやりの心）
- ③ 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事）、部活動、総合的な学習の時間の充実（異年齢集団や地域における交流・体験活動の推進）
- ④ 多様性を認め、他者を尊重し互いを理解する人権教育の充実
- ⑤ S O S の出し方に関する教育の推進

□ 条例第 12 条（いじめ防止のための措置） 1

「教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導等の充実を図らなければならない。」

【参考：「未来を拓く県北の教育」より】

- ① 生徒に身につけさせる態度や行動
 - ・「聴く」「話す」ことができる学習態度
 - ・相手を尊重し、自分を律することができる態度
 - ・集団の一員として目標を持って取り組み、困難を乗り越える態度
 - ・集団として高い理想をもった自主的・自立的な行動
- ② 教師が日常的に心がけること
 - ・互いを尊重し合い、認め合う支持的風土の醸成
 - ・自主性や自立性をはぐくむ教育活動の展開
 - ・生徒一人一人の特性を踏まえ、個を大切にする学級経営
 - ・是々非々について、褒めること叱ることができる姿勢
- ③ 学校全体で整えること
 - ・学年及び学校全体で教師（担任）を支える体制
 - ・学校及び学年で共通理解の下、共通実践できる体制
 - ・教師の同僚性を発揮し、教師の指導力を向上させる環境
 - ・学校全体で生徒と関わる時間を適切に確保できる環境

2 安全・安心を支える相談体制の充実に努める。

(1) 日頃から生徒が発信する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。

(2) 養護教諭、S C、S S W等の活用により、相談機能を充実させる。

- ① 生徒と向き合う時間の重視と時間確保するための工夫
 - ・教科・各領域及び特別活動等における生徒個々の見取りと関わり
 - ・校務運営の効率化（各種会議、行事の精選と時間・内容見直し）
- ② 相談しやすい雰囲気と人間関係づくり
 - ・日常の生徒個々との意図的コミュニケーションの深化
 - ・S Cの効果的・積極的な活用と連携
- ③ アンケート調査、教育相談の実施と迅速・適切な対応
 - ・いじめアンケート調査：年3回／6月、12月、3月、随時
 - ※ いじめアンケートの内容についてはいじめやいじめの兆候を見逃すことがないようにダブルチェックをする。
 - ・学習・健康・進路相談等：年複数回、随時
 - ・Q-Uテストの実施と対応（年2回1、2年生）

3 校内研修や保護者・地域との連携を充実させる。

- ① 職員会議、生徒指導協議会等における学習会（講師招聘を含む）
- ② 校外におけるいじめに関する研修会への参加と伝達講習

- ③ 基本的方針・対策に関する広報や啓発（文書・たより、PTA総会等）
- ④ PTA・地域との連携（PTA、幼保小中連携事業、地区青少年健全育成推進会等）

□ 条例第13条（いじめの早期発見のための措置）

「教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」

□ 法第16条（いじめの早期発見のための措置）3

「・・・当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（相談体制）と整備するものとする。」

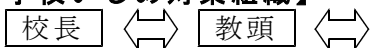
IV 対応に関する方針と対策（学校いじめ対策組織）

1 いじめに対しては、組織的に迅速かつ毅然とした対応をする。

(1) 当事者や関係する友人、保護者等からの情報収集を行い、事実関係を正確かつ迅速に把握する。

(2) いじめを行う生徒に対しては、毅然とした指導を行う。（別紙いじめ問題対応フロー図参照）

【学校いじめ対策組織】



生徒指導主事、学年主任（学級担任）、養護教諭、部活動顧問、SC、SSW、民生児童委員、その他学校が必要と認める者

- ・ いじめ防止対策年間計画の立案（別掲）、実践、評価
- ・ いじめ事案への具体的対応
- ・ 関係機関との連携・協力
- ・ 校内研修、保護者への啓発活動等
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直しと改善

□ 条例第17条（いじめに対する措置）1、2、3、4、5、6

「1、2 事実確認と報告、3 支援と指導、4 情報の共有、5 警察との連携、6 教育委員会による支援と調査」

□ 法第25条（校長及び教員による懲戒）

「校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。」

□ 法第26条（出席停止制度の適切な運用等）

「市町村教育委員会は、・・・必要な措置を速やかに講ずる。」

□ 法第22条（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

「学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な組織を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織をおくものとする。」

□ 法第18条（いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上）2

「学校の設置者又はその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。」

□ 法第15条（学校におけるいじめの防止）2

「・・・当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。」

□ 法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

「・・・児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インタ

ーネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。」

2 学校いじめ対策組織を中心に全職員が共通して取り組むこと

- Q Uアンケートを活用した生徒理解と好ましい学級集団づくり
- 「いじめ見逃し0」を目指した積極的な情報収集と未然防止
- 自律的な情報モラル教育の推進と家庭・地域との連携
- 感染症による差別・偏見などの今日的課題に対するものを含めた、人権尊重意識の高揚を図る人権教育の充実

3 いじめの解消の判断

いじめの解消は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の2つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。

- ① いじめに係る行為が解消している。
いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていない。
いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われている。

4 重大事態に関する対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項による。

□法第28条（学校の設置者又は学校による対応）1

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の調査

いじめの重大事態に関する調査については、平成29年3月30日付文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にし、被害者側に寄り添った対応を行う。重大事態となるいじめは以下によるが、それらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童等が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合 など
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
 - いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - ※ いじめを原因とした欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記

目安にかかわらず、教育委員会又は学校の迅速に調査に着手する。

- ③ 児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)

※ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 児童等や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

【重大事態の調査を行う調査主体】

重大事態調査は、「調査委員会」・「重大事態調査チーム」・「市立学校に設ける組織(学校いじめ対策組織)」の3つの組織いずれかにより調査することになるが、原則、不登校重大事態は、学校のいじめ対策組織に適切な外部人材を加え、調査を行い、調査報告書を作成する。

(3) 重大事態の報告

重大事態及びその疑いがある事態が発生した場合には、学校は教育委員会を通じて7日以内に市長に報告する。

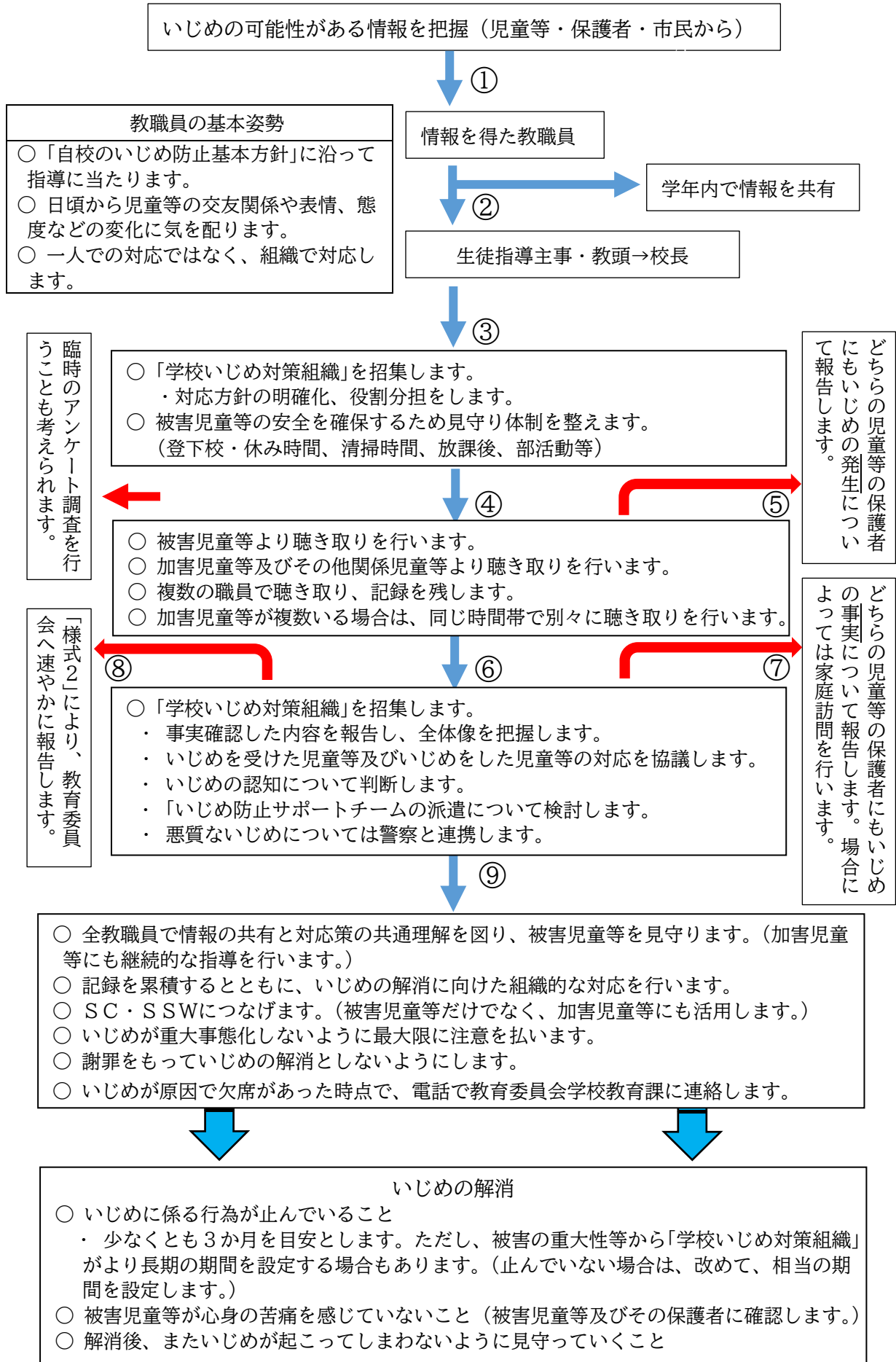
□法第28条(学校の設置者又は学校による対処)2

「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」

5 いじめ防止・対策に関する年間活動計画

月	内 容	方 法
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針、組織、活動計画の立案・共通理解と周知及び広報 実態把握と対策・対応の協議と実践 いじめ防止・対応に関する情報交換及び校内研修(管理職いじめ対応研修会の伝達講習) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議、生徒指導委員会 P T A 総会、学年 P T A 等 生徒指導協議会 家庭訪問、教育相談 Q-Uアンケート いじめアンケート調査 幼保小中接続事業等
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握と対策・対応の協議と実践 いじめ防止・対応に関する情報交換及び校内研修(いじめ問題対応シミュレーション) 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導協議会 教育相談 Q-Uアンケート いじめアンケート調査 幼保小中接続事業等 生徒指導委員会
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握と対策・対応の協議と実践 いじめ防止・対応に関する情報交換及び校内研修(リーガルマインドと危機管理) 実践の評価とまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導協議会 教育相談 職員会議、生徒指導委員会 いじめアンケート調査
<p>※ 年間を通じていじめ発生件数が0の場合は、その事実を生徒及び保護者に公表する。</p>		

学校のいじめ問題対応フロー図



いじめ対応セルフチェックシート

〈基本〉☑を入れてみましょう

- 1 いじめは重大な人権侵害であるという認識をもっている。
- 2 いじめはどのような行動・言動なのか(いじめの定義)を理解している。
- 3 「いじめは現に起きている」という認識で対応している。
- 4 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度複数回確認している。
- 5 学校の「いじめ防止基本方針」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 生徒等のトラブルがあったら、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に必ず相談している。
- 7 いじめや少しでもいじめの疑いがあった場合は、必ず「学校いじめ対策組織」に報告している。
- 8 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 9 いじめに係る研修会等に積極的に参加し、資質の向上に努めている。
- 10 学校内の「学校いじめ対策組織」のメンバーを知っている。
- 11 学校内の「学校いじめ対策組織」は積極的にいじめを認知している。

〈教職員自身の行動〉☑を入れてみましょう

- 1 生徒等へ笑顔で積極的にあいさつをしている。
- 2 連絡帳や学校生活ノート等を活用し、生徒等の日常の生活状況を確認している。
- 3 休み時間等、なるべく生徒等と一緒にしようと心掛けている。
- 4 朝の学級活動から生徒等の表情や体調に注意している。
- 5 適切なタイミングで教育相談を行っている。
- 6 少しでも生徒等の表情や行動に違和感があったら、声かけを行っている。
- 7 授業中の生徒等の様子に気を配っている。

〈未然防止〉☑を入れてみましょう

- 1 いじめは決して許されないことを学校生活の様々な機会に生徒等に発信している。
- 2 いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 3 コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 4 携帯電話やSNSとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 5 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。
- 6 生徒等の不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している。
- 7 保護者に対して、インターネットやSNS等を通じて行われるいじめについて啓発している。
- 8 家庭環境に課題がないか意識している。

〈早期発見〉☑を入れてみましょう

- 1 すべての生徒等の気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 2 生徒等同士の問題をトラブルと捉えず、積極的にいじめとして認知している。
- 3 生徒等が相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 4 アンケートの結果等をその日のうちに複数人で確認し、学校内で共有するとともに、適切に保管している。
- 5 気になる生徒等の家庭への連絡や家庭訪問をしている。
- 6 日頃から、養護教諭等やSCと報告・連絡・相談をしている。

〈発生時の対応〉☑を入れてみましょう

- 1 被害を受けている生徒等の気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 2 いじめを発見した場合や、相談を受けた場合、迅速に「学校いじめ対応組織」に報告している。
- 3 いじめの訴えから事実調査をする際、情報収集すべき内容である5W1Hを理解している。
- 4 聞き取りなどを行う際、生徒等個別の事情やその場の状況等に配慮している。
- 5 いじめ対応で連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 6 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等について説明し、丁寧に対応している。
- 7 加害生徒等に対し、単発の指導で終わらず、継続的に指導している。
- 8 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは警察に相談・通報し、適切な援助を求めなければならないことを理解している。
- 9 加害生徒等が謝罪したことをもって、いじめが解消したとはいえないことを理解している。
- 10 学校のいじめ問題を解決するために、学校の要請により、教育委員会事務局の「いじめ防止サポートチーム」が派遣されることを知っている。
- 11 家庭環境に課題を抱えていないか確認している。

〈重大事態への対応〉☑を入れてみましょう

- 1 どのような事態が「重大事態」にあたるか理解している。
- 2 いじめ重大事態の認定やいじめ重大事態を調査する3つの組織について理解している。
- 3 不登校重大事態の調査は、原則として「学校いじめ対策組織」に心理、福祉等の専門家等の外部人材を加えた組織により、行うことを知っている。
- 4 学校がいじめ重大事態の調査を行う場合、そのフロー図があることを知っている。

〈管理職の対応〉☑を入れてみましょう

- 1 学校の「いじめ防止基本方針」を、毎年見直し・改定し、HPに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知している。
- 2 いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修を定期的に行っている。 ※ インターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含む。
- 3 平素から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努めている。
- 4 いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに、管理職に報告される体制づくりをしている。
- 5 いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策組織」で行っている。
- 6 いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善している。
- 7 いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対して学校のいじめ問題への対応について説明している。
- 8 特別な支援を要する生徒等や海外から帰国した生徒等、外国人の生徒等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守る体制が整備されている。